

第2回厚真町議会臨時会説明資料

令和8年3月30日

目 次

厚真町介護保険条例の一部改正について	2頁～6頁
奥地林道幌内高丘線災害復旧工事請負契約の締結について	7頁～8頁
令和7年度厚真町一般会計補正予算（第17号）について	9頁
専決処分（浜厚真地区津波避難施設建設工事請負契約の変更）の報告について	10頁

厚真町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第30条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本町に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本町に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u></p> <p>2 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年</u></p>	<p>第1条～第30条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>

厚真町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</p> <p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額</p>	

厚真町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u></p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p><u>第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本町に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本町に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た</u></p>	

厚真町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>額以下である場合</p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下このウ及び次号ウにおいて「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、厚真町税条例（昭和29年条例第10号）第24条第2項に規定する金額から令和7年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、厚真町税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を</u></p>	

厚真町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、厚真町税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>第12条 町長は、令和8年度における保険料の額の算定に当たり、町長が必要と認めた者については、職権により保険料を減額することができる。</u></p>	

奥地林道幌内高丘線災害復旧工事請負契約

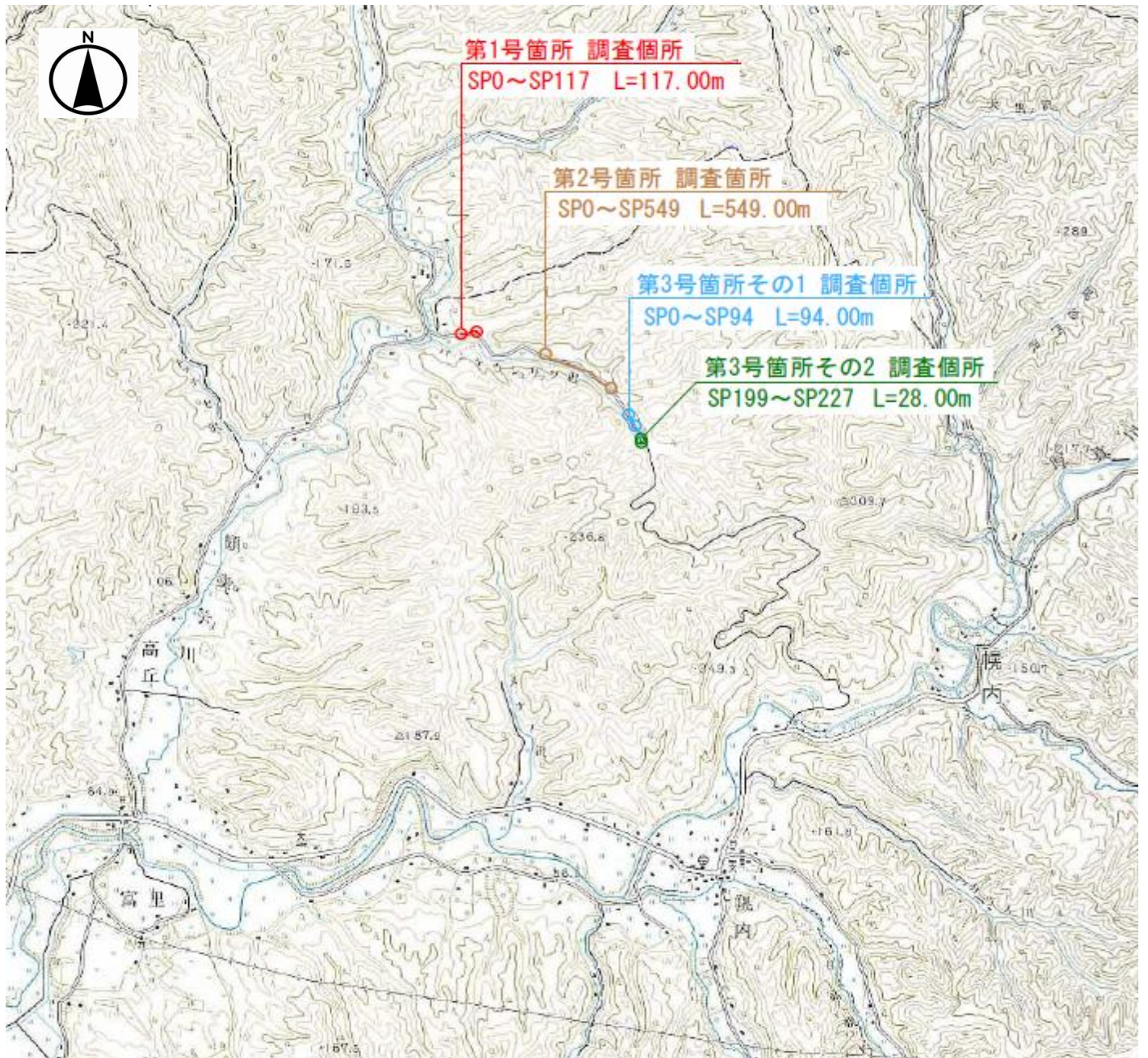
(金額単位：円、落札率：%)

設計金額	予定価格	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札回数
72,380,000	72,380,000	71,830,000	99.2	令和9年1月8日	1

指名業者一覧表

経常建設共同企業体	称号又は名称	主な営業種目	営業年数	従業員		本社	最近における工事実績 (主なもの)		入札金額 (税別)
				総数	技術員		工事名	請負金額	
経常建設共同企業体	(株)丸博野沢組	土木工事	50	28	19	厚真町	北海道新幹線、宮田高架橋外1箇所	269,404,000	65,500,000
	(株)厚信電機	〃	42	56	44	厚真町	新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その4)	10,308,000	
経常建設共同企業体	(株)山岡建設工業	土木工事	43	18	13	厚真町	穂別栄地区その3流域保全総合治山工事	133,738,000	65,300,000
	(株)曾我造園	〃	47	6	5	厚真町	普通河川本郷の沢河川岸補修工事	4,770,000	
経常建設共同企業体	森田産業(株)	土木工事	74	21	8	厚真町	林業専用道(規格相当)毘沙門線開設工事	50,264,000	65,550,000
	(株)佐藤組	〃	39	4	1	厚真町	林業専用道(規格相当)幌内栄支線開設工事	14,674,000	
経常建設共同企業体	(有)木本建設	土木工事	66	17	12	厚真町	宇隆2地区その6復旧治山工事ほか1工事	129,270,000	65,400,000
	(株)金谷造園	〃	50	9	8	厚真町	準用河川チカエツ川河岸補修工事	18,440,000	
経常建設共同企業体	北辰公業(株)	土木工事	61	13	11	厚真町	幌内2地区復旧治山工事	129,658,000	65,400,000
	(株)今多建設	〃	55	15	11	厚真町	厚真浜厚真停車場線交付金A1(改築)工事外(補正繰越)	33,770,000	
	(有)沼田重機	〃	29	14	4	厚真町	町道豊沢共栄線道路舗装工事その2	14,650,000	

奥地林道幌内高丘線災害復旧工事 位置図



工事請負者：山岡・曾我經常建設共同企業体

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
工事概要	林道災害復旧工事延長 L=788m 工事幅員 W=5.0m 切土工 1,110 ^m ₃ 盛土工 786 ^m ₃ 土羽工 411 ^m ₃ 路盤工 622 ^m ₃ 排水施設工 一式 擁壁工 一式 法面保護工 一式	71,830,000円	契約締結日の翌日 ~ 令和9年1月8日

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	2	目	2	事業	1080
事業名	環境保全林整備事業			所管G		林業・森林再生推進G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
132,973	62,635	8,791	56,300		5,247				

◆ 事業の目的

新町、豊沢、宇隆地区環境保全林内において木材生産だけでなく、散策、環境教育、体験プログラム等の多様な活用方法を検討・実施することで、森林の持つ魅力を広く体感できる場所とするため、人が集まることが出来る施設を整備する。また、森での継続的なイベントを企画・運営する。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 環境保全林活用事業

散策会やバードウォッチング、馬との作業体験会等の開催

(1) イベント企画運営委託料： 2, 200千円

2 拠点施設整備事業

人が集まりやすく新たなイベントや研修の場として利用しやすい拠点施設の整備を実施する。環境との共存を目的にオフグリッドの考え方を取り入れた施設とする。電気需要が多い場合や、非常時に施設に電気を供給するためEVを購入する。

(1) 工事管理委託料 : 5, 566千円

(2) 施設整備工事 : 121, 924千円

(3) EV購入費 : 3, 283千円

3 今後の進め方

(1) 町民等に建築状況を紹介する機会を設定

(2) 令和9年3月の完成を予定

工事名：浜厚真地区津波避難施設建設工事
 請負業者：丸彦渡辺・木本特定建設共同企業体

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
変更前	津波避難施設 1棟 ・鉄骨2階建て ・延べ床面積：473.84㎡ ・屋内避難スペース：215.73㎡ ・建物高さ：17.63m	602,030,000円	令和7年10月23日 ~ 令和9年3月31日
変更後	概要変更なし	606,958,000円	工期変更なし

当初設計における杭頭補強筋の不足による追加(4,928千円の増額)

